

許可申請書類を作成する上でのポイント

許可申請では「農地転用の必要性」と「事業実施の確実性」、「計画の整合性」を重視して審査しています。

書類が揃っていても、内容の説明が付かなければ受理ができませんのでご注意ください。

審査時に確認している主な視点

- ・申請地でなければならない理由(代替性の有無)
- ・申請地が必要以上の面積になっていないか(既存利用地との面積に大きな差がないかなど)
- ・利用計画と各書類の整合性が取れているか(所有している車両の種類・台数が合っているかなど)

追加書類が必要になる場合

書類の内容によっては、それを説明(証明)できる書類の提出を求めることがあります。

- 例1) 所有している車両を申請地に移転したい
→ 所有車両の車検証など、所有を証明できる書類
- 例2) 既存利用地が立ち退きを迫られている
→ 既存利用地の賃貸借契約書の写し、解約通知書の写しなど
- 例3) 申請地を月極駐車場として利用したい
→ 利用希望者一人ひとりの署名捺印のある要望書又は車検証など
- 例4) 市内で複数の営業所や駐車場を使用している
→ 各営業所・駐車場の利用状況がわかる図面、写真など
- 例5) 新たに購入・増車した分の車両を申請地に停めたい
→ 車両の見積書、カタログなど

その他の注意点

- ・農地転用により、申請地の近隣に何らかの影響を与えることが予想される場合、それを防止又は軽減できる計画としていただくようお願いすることがあります。
例) 隣地農地との境界に鋼板を設置するとしている場合、農作物に影響を与えにくいメッシュフェンスやグリッドフェンスに変更していただく等
- ・申請地を利用する予定の事業者が、既存利用地等で法令違反を生じさせている場合、違反状態を是正してからの申請をお願いします。

事務局からのお願い

許可申請手続では、多くの書類を作成いただくだけでなく、作成後も訂正や追加書類の提出をお願いすることが多々あります。

結果として受理までに数週間から数ヶ月を要する場合がありますため、申請には十分な時間の余裕を持って、早めの準備をお願いしています。

申請書類の整合性がとれないと、農業委員会総会で審議することができません。

申請者及び代理人におかれましては、関係各所との連絡を密にさせていただき、迅速かつスムーズなお手続にご協力いただきますようお願い申し上げます。

不明な点は農業委員会事務局までご相談ください。

和光市農業委員会事務局 電話048-424-9115